第二百五十五条の二（見出しを含む。）中「新エネルギー等電気利用推進室及び」を削り、同条第二項及び同条第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条を第二百五十五条の三とし、第二章第一節第二款中同条の前に次の一条を加える。

（国際室）

第二百五十五条の二　政策課に、国際室を置く。

2　国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　省エネルギー・新エネルギー部の所掌事務に関する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

二　省エネルギー・新エネルギー部の所掌事務に関する国際関係事務に関する政策の調整に関すること。

3　国際室に、室長を置く。

第二百五十八条の見出し中「及び電源立地企画官」を削り、同条第一項中「及び電源立地企画官一人」を削り、同条第四項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、経済産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業省定員規則の一部を改正する省令

経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	四、五五四人	
資源エネルギー庁	四七四人	
特許庁	二、八五二人	
中小企業庁	二〇三人	
合計	八、〇八三人	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の経済産業省定員規則第一条及び附則第二項の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

2　改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十五年九月三十日までの間	四、六〇九人
特許庁	平成二十五年九月三十日までの間	二、八五八人

○経済産業省令第二十六号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第五項の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十六日　経済産業大臣　茂木　敏充

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第三十九号、第四十一号及び第四十二号中「（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）」を削り、同項第四十号中「であって、機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十六号

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十九条第三項及び第七十一条第三項の規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令

都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第四号まで」を「第五号まで」に改め、同条第二号イ中「特約」の下に「（資金の貸付け又は社債の取得（以下「資金の貸付け等」という。）を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、民間都市機構に優先して弁済を受けることができる権利を有する特約をいい、民間都市機構による資金の貸付け後に資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、当該権利を有することとなる特約を含む。第二十七条第二号イにおいて同じ。）」を加え、同号ロ中「特約」の下に「（資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、民間都市機構に優先して弁済を受けることができる権利を有する特約をいい、民間都市機構による社債の取得後に資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、当該権利を有することとなる特約を含む。第二十七条第二号ロにおいて同じ。）」を加え、同条第三号ロ中「図られた」を「図られることが確実であると見込まれる」に改め、同条に次の一号を加える。

五　民間都市機構による資金の貸付け等に係る債務の保証その他の国土交通大臣が認める信用補完措置が講じられるものであること（認定事業の工事に着手するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合に限る。）。

第二十七条中「第四号まで」を「第五号まで」に改め、同条第三号ロ中「図られた」を「図られることが確実であると見込まれる」に改め、同条に次の一号を加える。

五　民間都市機構による資金の貸付け等に係る債務の保証その他の国土交通大臣が認める信用補完措置が講じられるものであること（認定整備事業の工事に着手するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合に限る。）。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十七号

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第三条第四号ロ及び第十八条第二項の規定に基づき、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「災害」を「前号に掲げる者のほか、災害」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　災害により滅失した住宅に居住していた者であって、賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事等が認めるもの（四十八万七千円以下で当該都道府県知事等が定める額以下の所得のある者に限る。）